



再論米國聯邦準備制度の運用(3)

高島, 佐一郎

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 32(3):411-432

(Issue Date)

1922-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053412>



再論 米國聯邦準備制度の運用 (其三)

名古屋・小樽高等商業學校教授

商學士 高島佐一郎

七

苟くも米國金融史財政史を閱みする者の看逃がし得ないものは、縦ひ其の後ち幾くたびかの改法あつて國庫金を諸國立銀行に預託するに至れりとは云へ、原則としては國庫收支を一般銀行機能より分離し中央金庫及び全國九箇の本金庫をして之に任せしむる謂ゆる獨立金庫制度又は本金庫制度 Independent Treasury system; Sub-Treasury system の運用によつて醸成せられたる功罪であらねばならぬ。洵に同制を創じめたる一八四六年の法律の施行こそは、新興國には通有なる野猫的銀行業 wild-cat banking から、また政黨的爭覇の熾んなる共和國に極めて數々目睹せらるる御用銀行 Pet banks から、國庫收支の安全を保障し得しめたるは事實なれども、同時に之が爲め政府紙幣發行、金準備維持等の職分遂行により大藏省を化して

宛然一銀行たらしめ、更に獨立的國庫金收支若くは諸銀行への國庫金の任意專斷的なる配分預託が銀行の規則的經營又は廣く金融を壓迫するに至れる其の歛陷は、民間諸銀行の發達するに連れて遂に掩ひ得ざるに至つたのである。かくて博士 Colton は一八五六年夙に「この政府機關は故に斯くて全國銀行業を攪亂し妨碍するの干渉力となれり」と論じ、¹⁾ David Kinley 亦た名著「米國の獨立金庫制度論」に於て具さに其の真相を闡明し、²⁾ 爾來同制は金融論客のみならず、Adams, Daniels, Seligman, Plehn, Bullock 等同國財政學者の擧つて非議する所となり、³⁾ 茲に米國財務行政上の二大問題として夫の聯邦豫算制度の整成と相ひ併びて、之が改廢換言すれば英、獨、佛に行はるるが如き中央銀行國庫預金主義の確立が要望せられたのである。而して前者未だ成らざるに、⁴⁾ 後者實現の機會は聯邦準備制度の施行と共に來た。是れ以下、固有の金融運用其の者にはあらざるも、本邦同種制度の近時辿らんとする傾向と比較し若干の興味を覺えつつ、⁵⁾ 準備制度運用大觀の其の四として略説する所である。

要言すれば準備法は、國立銀行券及び聯邦準備券の兌換資金を除く一切の國庫金は、大藏大臣の指揮の下に各準備銀行に預託せられ得べく、又た同銀行が聯邦政

府の國庫事務代理者と指定せられたる場合には政府歳入は凡そ之に預入せられ其の歳出は同勘定に對する小切手の振出を以つて行ない得べき旨を定ため、次ひで本規定は尙ほ従前通り大藏大臣が株主銀行を國庫金取扱者たらしむる權限を拒否するものにはあらず、と但書きせるのである。而かも此の但書きが立法精神上唯だ經過的施設と看做さるべきは明かである。斯くて國庫收支が擧げて各準備銀行の管掌する所となるの曉には、株主銀行資金を要するものは隨時、其の所屬準備銀行に就いて之が貸出を請求し得べく、以て一方、國庫出納が一般金融を壓迫するの憂ひ及びかの財務當局が唯だ任意專斷に國庫金を數千國立銀行に配分預託するの不合理の除かれべきと共に他方、中央銀行割引政策上其の金利歩合をして一層有効に金融市場を統制し得しむるべきである。

然るに好事魔多しの譬へに洩れで、世界大戰爭の捲きおこせる重大なる緊急的經濟財政及び金融の諸要求は、茲に斯くて貸出力を強大ならしむるを要するとき却つて其の一勢力たる預託國庫金を諸銀行より各準備銀行に移すを不可能にし従つて此の中央銀行國庫預金主義の實行を遷延するの已むなきに立ち到らしめて、嘗だに國庫及び株主銀行の直接的絶縁を遂げ得ざりしのみならず、諸株主銀行

への政府預金は斯制創設以降却つて寧ろ大いに増加せるを示めす。加之漸く巨大化し重大化し來れる自由公債短期公債の發行賣出を全國に亘つて成功せしむるべく、之が代り金は其の儘ま各地の賣出銀行に預託しおくを必要としたのであるから、斯かる國庫金預託銀行は株主銀行以外の州立銀行信託會社にまで擴張せられ、かの準備制度に謂へるとは反對の意味にて夫の獨立金庫制の原精神は棄却せられたのである。かく中央銀行預金主義は未だ遂行せらるる所なしとは云へ、かの尢然たる緊急財政運用上尢難たる多數銀行の上に立ち克く非常的金融を疏通して租稅政策公債政策上著しき成績を收め、更に金準備の集中を遂げて外國爲替關係を整調し得たる所以のものは、畢竟するに聯邦準備銀行及び財務當局の協働全きを得たるに職由する。既に斯くの如きあり、Kehmererが「若しわが分散せる舊銀行制度をもつて此の大事變に應酬せざるべからざりしとせば、いかんの事端か生じたる。一九〇七年の恐慌にすら破裂し了れる古き革囊に、慘烈彼れに幾十倍せる一九一四年乃至一九一八年の大恐慌の奔流注ぎ入れられたりしならんには、思へ其の結果のいかなりしかを」とまで斯制を禮讃し、⁶⁾また萬づ本制効果を内輪に觀る彼れ Spragueすらも尙ほ「米國の銀行系統若し準備制度によつて改善せら

れざりしならば、戰時財政の重大緊急にして且つ長きに亘れる壓迫の爲め疾く破壊し去れるなるべし」と承認せる、⁷⁾また誇張の言ではない。

然かしながら時務の必要及び環境上已むなきの數なりしとは云へ、此の餘りに密邇せる政府及び準備銀行の協勞關係が醸成せる若干現象には罪過の咎めらるべきものなくはなく、殊に其の公債政策遂行上單り政府財政上の利害を遍重して一般經濟及び金融關係を無視せるに至つて極まる。Moultonの所言を藉つて具體的に云へば、能ふ限りの低き利率もて巨大なる公債發行を遂行せんとする大藏省の希望と、戰時及休戰期に亘つて爲めに其の銀行利率を低きに止どめんとせる聯邦準備局の政策との野合の結果として招來せられたる通貨激増、物價騰貴及び投機盛行てふ三拍子揃へる禍害即ち之である。⁸⁾さればSpragueの如き中立的論客は追次の論策に於て、準備銀行割引政策の放漫を責め、更に進みて此の禍根を刈除すべく大藏省よりの聯邦準備局の獨立をすら提唱するに至る。⁹⁾併しながら是れら禍害の凡そ臨戰財政策に伴はざるの稀れなるは、かの伯林大學教授 *Resse* が夙に論攻せる「財政上の戰備及び作戦」(一九〇九年、一九一三年)に於ても單純に承認せる所に係かり、¹⁰⁾而かも夫の戰時財政根本策を案するに當り、筆者が數年前論述せる

が如き、公債三分の二、租税三分の一主義を確立せるあつて、全體としての戰時財政政策の功業、之を歐洲諸國の夫れに比較し著しく健全たり得たることは認めねばならぬ。況んや戰後各準備銀行割引政策には可なり敏感に之が反働運動が促がし加へらるゝを示すに於ては、また諒とせられねばならぬのである。

然らば終りに本節主題たる而して準備制度固と期せる所の、中央銀行國庫預金主義の運命は奈何んと云ふに、之が實現は唯だ時日の問題だと思はるゝ。變態的金融運營が懸がて完全に常規に復するのとき、理論の指さす所に從つて各準備銀行専ら國庫收支代理者たるべきであり、而して是れ又た其の割引政策の徹底を期するべく必至の所である。加之、途は、國庫代表者としての準備銀行の權限を擴張し若くは具體化すべき最近の法律に依つて確かと開かれた。即ち全國九箇の本金庫 sub-treasuries、略說すれば、長がく政府銀行業務經營の府たり金準備の所在たり政府紙幣流通の樞座たりし本金庫が、一九二一年七月二十一日を以つて悉く閉鎖せられ、此の職分の全部が包括的に各準備銀行によつて繼承せられるゝに至れるもの、之である。(Moulton 氏の記述に據る、米國史を顧みれば、遠く George Washington 建國の宣明と聯想せられ、其の巨像を高き階段の上に仰がしむる夫の「ウォール街」

最古の建て物、紐育本金庫も、今や一遺物たらしとする、之である。獨立金庫制度の一大支柱、本金庫制度、是所に廢めらる、聯邦準備銀行の國庫金收支の集中的運用の日は蓋し遼遠ではあり得ない。

- 1) Cited from Adams, *The Science of Finance*, 1898, p. 217.
- 2) Kinley, *The Independent Treasury of the United States*.
- 3) 之に就いてハ Daniels, *The Elements of Public Finance*, 1899, Part iii. の記述最も詳密を極む。
- 4) *See* Message on the President of the U. S. Submitting for the consideration of the Congress: A Budget, Washington, 1913.
- 5) *The Need for a National Budget*, N. M. C. R. 1912.
- 6) Collins, *The National Budget and American Finance*, New York, 1917.
- 7) 我が邦會計規則が近かく改正せられ、日本銀行が國庫金取扱者たり中央金庫の所在たる域より進みて仕拂命令が小切手制度に改められんとするを想定すれば、一層興味が多いと思ふ。
- 8) Kemmerer, *ABC of the Federal Reserve System*, p. 88.
- 9) Sprague, *Dunbar's Theory and History of Banking*, p. 271.
- 10) Moulton, *Financial Organization*, p. 615.
- 11) Sprague, *Discount Policy of the Federal Reserve Banks*.
- 12) Rieser, *Finanzielle Kriegsbereitschaft und Kriegsführung*, Jena, 1909.
- 13) 拙稿「米國緊急財政論」(大正六年五月稿)國民經濟雜誌第二十三卷第一二二號。
- 14) Moulton, *op. cit.* p. 615.

八

動やもすれば奔放にながるゝ筆端に拘束を加へつゝも遂ひに太だしく豫想紙數を超過せる叙上記述をもつて固有の斯制運用大觀は終れるのであるが、今更に之を綜覽するものとして且つはまた結論の意味に於て米國金融系統整合の現狀、系統諸銀行經營上の最近傾向及び各準備銀行の將來を論じて其處に本稿の筆を擱くであらう。

先づ一般銀行を規律する國法及び州法に據る銀行法規の不統一に因る銀行系統の錯雜從つて生ぜる各種銀行經營上の機會不均等の此の準備制度の運用によつて整頓せられんとするのが現狀ではあるが、今日尙ほ未だ純眞無雜なる系統を全くは打開し得ざる所以のものは、米國傳統的なる國法觀及び之を濫用せんとする地方銀行の小我的利己心に因る。顧ふに大内亂以降半世紀餘に亘れる國、州法に據る兩頭的銀行法規の對立的存在は、素と一七七七年の聯邦憲章に寫しいだされたる如き國家主權に對立するものとしての州主權に關する傳統的確信の一表現に外ならぬ。然かも國權最高を不動の基調たらしめたる一七八九年の合衆國

憲法制定以降、幾多有識の筆舌によつて強調せられたる國家主權の大偶像は、南北戰爭の鐵血の洗禮もて永遠絶對的な生命を吹きこまれたのであるが、更に引きつゞける半世紀間に出現せる交通經濟の完成、全國に跨つて經營上相ひ倚藉する大産業の發展は、經濟的唯物的に斯かる歴史的傳統を覆へせるものであつて、近きに及んで此の聯邦的金融系統の打開せられたるは他の經濟的諸事項(例へば鐵道業等)の聯邦法化に比較して寧ろ太だ後くれたるの觀あるのである。蓋し、金融機關のものたる、之が經營上の聯帶關係は極めて廣汎微妙なるものであつて、それが國法又は州法に據るものなれ、其の營業が州内に限られ又は州際に擴がれ、一銀行の破綻は直ちて延ひて他僚行、進みて全銀行信用組織を搖がさでは已まぬものだからである。斯くして漸く期待せられたる聯邦準備制度成つて全國を羅織せる金融系統作られ、全國民經濟の金融的資源を集化し動化し組織化して復た昔日の恐慌を繰り返へざらしめたのであるが、少くともはじめ、州法に據れる諸銀行を網羅して此の大傘下に抱擁するの單純無條件たり得ざりしは事實である。

然しながらこは、更に省察すれば、州主權を無視すべく聯邦主權の不能性と云ふが如き單なる法理論よりも寧ろ、州法諸銀行の既に認められたる經營權能極めて

廣汎爲めに其の資産狀態流動的ならざるものあれば直ちに採つて之を國立銀行と同列に立たしむるの聯邦準備系統の尨大を期して却つて之を薄弱ならしむる所以だとするの根據が、強く働いたのである。然れども國民的金融系統建設の途上に方つて、此の必ずしも輕微にはあらざる異系統の存在を雲煙過眼視するは許されぬ。茲に於てか、後述すべきが如く同國諸銀行經營上の狀態、凡そ既に單純預金銀行主義の埒内に立て籠るに甘んぜずして結局、獨逸信用銀行流の「兼營主義」への渴望の到底一片の立法を以つて癒やすべからざるを、疾く看取せる所の聯邦準備局は遂に妥協の立場を採り、諸銀行經營上の機會均等を持ち來たすべく一方、國立銀行業務を擴張すると共に他方、州法銀行に對しては間接に輕き壓迫を加へ苟くも一定標準に合致する流動的資産狀態を示すものの進みて準備系統へ參加すべきことを、誘引し獎勵せるのである。かく州法諸銀行の準備系統參加を目的とする宣傳は引きつづき盛んに行はれたのであるけれども、かの屈指の州立銀行家 *Bryant* の所論もて代辯せられし如き多少根據ある理由、然かし概ね救ふべからざる利己心、誤解、謬想而して偏見の存在するあつて、¹⁾ 米國參戰の際までは此の宣傳の効果寧ろ微弱なりしのである。が、大戰への參加と共に時は來た、男女勞働力の動員

戰鬭力の動員、産業力の動員、而して愛國心の高潮、斯くして最も要望せられたる總國民金融的資力の動員は、必須の所とはなる、而して大統領 Wilson は此の愛國的民衆心理の鍵を握つて、Kennermer 長々しく引用せる如き一教書もて「總銀行家の協働従つて聯邦準備系統への参加が最も重大なる愛國心の表現たることを論じた。」³⁾當年、哲人 Fichte の「獨逸國民に告ぐ」を讃仰せる獨逸一般民衆の有せる如き素朴さを有せざる、商業主義的なる今日の米國銀行家が此の懇へを其の儘ま聽けるものにあらざるは勿論ではあるが、事實上之を期として州法諸銀行踵を列ねて準備系統に参加せる所以のものは、其の緊急的金融逼迫に壓倒せられたのに因ると見るべきである。換言すれば、各準備銀行に就いて貸出を請求し得べき特權が光り輝いて彼れらを牽引せるのである。斯くて集成せられたる聯邦準備系統の大伽藍内には既述せる數千の國立銀行の外、一八二〇年八月に於て一千四百行の信託會社及び州立銀行(此の資本金積立金計約十億弗、同總銀行資力約百億弗であつて、行數よりすれば州法銀行總數の十五分の一に過ぎざれども、其の銀行資力より觀れば實に同三分の一強を示す)を羅致せるのである。³⁾而かも斯かる株主銀行總數は一九二〇年八月には九、四七二行、翌二一年八月には九、七九一行と云ふが如く漸増

しつつあるを見いだす。之に加ふるに、既述せる交換所加盟銀行一八、五五一行(一九二一年八月現在)をも亦た同系統に準すべきものと看するならば、如何なる意味にても同系統外に立つ所の地方弱少の二千行尙ほ存するとは云へ、聯邦準備制度は今や完全に全米銀行業者を統制し得たるものと云ひ得らるる。

欲すれば簡約して述べも得べき準備系統集成の経緯を以上詳説せる所以のものは、斯かる始末あつて寧ろ同系統形成の努力盛んなるあつて、生みいだされたる、少くとも加速度を加へしめられたる米國の金融界に顯現せる二大運動の根據現狀及び將來を論ずる伏線を張らんとせるに由る。こは獨佛等にあつては既に四分の一世紀以來化育せられたる傾向であつて、一は兼營主義 "mixed" banking であり、他は銀行集中 bank concentration である。而かも此の二運動の因果關係に就いては、概ね前者の原因あれば必須の數として後者起ると解するの筆者は、以下、自づから前者に就いて主にも記述する所があるであらう。

先きに引用せる Wagner の謂ゆる「銀行經營上の根本原則」には永遠の眞理が包藏せらるるは勿論ではあるが之と同時に、經濟上の諸現象には近時 Ludwig Stepping-stone が強調する如き「大數の法則」 Gesetz der grossen Zahlen の行はるるあつて、縦ひ純

商業銀行が例へば社債信託業務又は証券發行業務を行ふとも其の銀行資力強大にして選擇せられたる放資方面企業關與方面克く無數に互たる場合には、若干の附隨的危險は其の多數の間に飽和せられて平均せられ又た無害となる。其の資力の巨大さに伴ふ兼營主義は認の根據は實に是所にある。今ま翻つて米國各種銀行の營業狀勢を窺ふに、素と固有の意味に於ける信託業務及び若干の放資信託經營に従ふべく發生せる信託會社は、會々其の營業の性質上寧ろ大都市に設立せられ、其の平均規模例へば總信託會社の平均銀行資力は國立銀行の夫れに三倍し、州立銀行の夫れに十二倍すると云ふが如く、其の規模の大なるが爲め、かの州銀行法の寛大さに乗じて漸く盛んに要求拂預金を吸収して一般的信託業務以外、商業銀行的貸方業務を營み、⁶⁾州立法權及び司法權亦た之を是認するに至れるあり、更に州立銀行其の大なるものは亦た不動産擔保貸付及び商業的短期貸出を兼營し、更にまた中西部の諸貯蓄銀行の同様傾向を示し來れるあつて、國立銀行は其の任とする謂ゆる神聖なる勢力範圍を冒瀆せらるるの太だしきを見いだせるのである。茲に於てか、斯かる他種銀行の兼營主義の持ち來たす變通自在なる借方貸方兩業務の營利能力の巨大なるに垂涎せる而して預金銀行業務のみにては其の

經營の尠なからず行き詰れるを發見せる多數大國立銀行が、謂ゆる純粹銀行業務“pure” banking より兼營主義におし移らんと欲したるは素とより當然であり、聯邦銀行法たるもの亦た斯かる片手落を矯正せねばならぬ。準備制度は即ち一方、同系統に参加し來れる信託會社州立銀行に對して銀行準備要求上、國立銀行同然の統制を差し加ふると共に他方、國立銀行に認むるに一定制限の下に、不動産擔保貸付、貯蓄銀行業務、内外商業手形の銀行引受、外國貿易金融を以つてし、進みて有價証券に關する信託業務、更にまた「エツヂ」法に據る外國貿易金融會社への投資を通じて海外事業放資信託關與をすら認めたのである。要言すれば、立法上、兼營主義若くは謂ゆる大百貨小賣店式銀行主義 department-store banking を承認せるのであるが、然かし斯かる權限擴張の中心たるものは、勿論、國立銀行の信託業務兼營に外ならぬ。而して是れ、幾多大國立銀行の多年翹望して之より先き、或ひは獨逸式の利益協同聯合 Interessengemeinschaft; community of interest の形式により、(藏相 Mac Veagh の推算に従へば一九一一年に於て此の形態によつて兼營主義を遂げたるもの實に約三百行を算する) 或ひは株式協同若くは買収交換の方法により、其の系統會社 Tochtergesellschaft, Konzernbank たる信託會社を作つて其の經營關與に出でたるをば

今ま茲處に合法化せるものであり、爾來斯かる兼營に出でたるものの夥ただしきを示すもの寔とに偶然ではない。而して預金銀行主義を尙ぶ彼れ Sprague 教授すら、此の傾向を必然なりと爲せるも注意すべきである。⁸⁾ 此の方向に従ふ兼營主義への渴望は單とり國立銀行には限らずして、大州立銀行にも遍在し、かの大州立銀行を多數に其の管内に有する紐育州の銀行法は、此の要望に聽いて一九一九年七月亦た州立銀行に認むるに認許を経ての信託業務の經營を以つてした。古典的權威をもつて長がく銀行經營理論に臨み來れる謂ゆる「銀行分業主義」の一角は一見斯くして破れたるものの如くではあるが、是れ寧ろ外見的に止どまり、經營上分業の利益は兼營大銀行が嚴格に部局を分つて各々堪能なる専門家を之に任ずるにより、確實の保障は信託部貯蓄部放資部等各々商業銀行部より峻別せられたる帳簿を具備するによりて遂げらるべきと共に、各部局を一經營内に而かも大經營の下に羅織するによつて自のづから生すべき經營連帶、各業務互助發展が期せらるるであらう。⁹⁾

斯かる兼營主義の法律的認識が直接的には聯邦準備系統の整頓及び集大成てふ一箇便宜主義に出でたるは即ち明かなりと雖も、國立銀行及び信託會社受くる

所の借方業務の性質より觀るも理論上亦た妥當視せらるべき根據がなくはない。即ち純白なる理論よりすれば商業銀行的なる國立銀行銀行資金は主として要求拂預金に依るべく、信用銀行的(獨逸金融論に普通なる用語例を藉らば)なる信託會社銀行資金は専ら定期預金に依頼せらるべきであらう。然るに一九一八年末銀行局調査に従へば、事實に於て總信託會社受くる所の要求拂預金及び期限付預金が畧ぼ等半なるに對し、總國立銀行の夫れは要求拂預金三分の二を占むると共に残り三分の一は期限付預金たるのである。¹⁰⁾かく若干割合上の相異は存在するけれども、借方業務の性質は二種銀行之を共通にするものありと云ひ得るのであつて、従つて、其の貸方業務に就いても當然共同の田地を耕やし得べきである。然かし乍ら縱ひ總預金三分の一が期限付預金より成らうとも、大國立銀行苟くも信託業務如きを兼營して確實を期すべきには自己資金及び銀行力を強大ならしむべきは當然であつて、輒近此の要求もかの銀行集中運動の著しきと共に遂げられんとする。資本及び銀行力の集中は、かの益々大經營化し來る諸產業力の齎らす金融需要單位の増大に應ずるべく、又た信託業務及び輸出入金融業務兼營に答ふるべく、實に必然の理數であつて、之が形式としては米國諸產業に盛行せらるる

利益協同聯合、持株協同等の外、今後大いに夫の聯邦準備法認めたる所の多支店制度に依る地方銀行及び市内小銀行の併合が採擇せらるるであらう。換言すれば英獨に於ける集中形式を併び用ふるであらう。

叙上せる如き兼營主義及び銀行集中の盛んに行はれんとする諸銀行の上に立つて聯邦的金融系統を統制せざるべからざるものが即ち各準備銀行である。若し果して兼營主義益々發達し大銀行愈々巨大を加へ來るとせば、之を統制すべき各準備銀行の銀行準備率は勢ひ高からざるべからず又た準備總額自のづから大ならなくてはならぬ。而かも準備銀行が聯邦政府本金庫廢止に強調せられて金準備集中を遂げ近く銀行券發行を獨占すべきと共に、此の準備率及び準備總額の増進を遂行せるは、既に説ける所である。顧みれば獨逸金融論壇最大の權威 *Wagner* は夙に一八五七年「*輓近、銀行の國民經濟的重要さは銀行券發行の上にあら*ずして實に預金通貨 *Depositengelder* を吸引し創造するの能力に係屬する」と喝破し、準備制度作曲の最大貢獻者 *Paul Warburg* もた一九一三年「米國銀行制度革新の出發點は預金準備の集中たらざるべからず」と疾呼せるのであるが、前者に就けば爾後半世紀益々重大を加へたる其の預金通貨創造の能力は本制によつて最大限度に

擴張せられたると共に、此の擴張せられたる預金信用の崩壊可能性は後者期待せる所の預金準備の完全ならしめらるゝあつて最小限度に縮小せられたのである。而して之が一切の鍵は、準備系統全銀行の資本力及び銀行力の増減に應じて、各準備銀行の資本力及び銀行力亦た消長すべき其の自働的組織に横はる。今ま全銀行準備の完全なる集中を高揚せるとき、讀者若し、エツヂ法による貿易金融會社の地位を指摘せらるべくんば、同種會社が内國にあつては唯だ貿易金融遂行上附隨して生すべき預金を收受し得るに過ぎず、而かもこれまた等しく銀行準備要求に従ふものなるを回想せらるれば足りるであらう。斯く叙説し來れば、筆者先きに序言中に紹介し提出せる米國學者中の見解、即ち準備制度が一般金融界に齎す意義の積極的なるか將た消極的に止どまるかに對する答へも自のづから判明すべしと思はるゝ。筆者は兩者共に、盾の一面を見たるの議論だと解する、何んとなれば準備制度の國民經濟的意義は直接的には重もに消極的效果に及ぼすによつて、同國金融系統を強大鞏固ならしめ以つて間接的に重大なる積極的效果を賦與するものだからである。

問題は尙ほ一つ残る。事實上今日既に問題外たるの觀あれども、Sprague 等其

の闘將として當年高唱せられたる聯邦準備銀行行數の問題であり、即ち其の十二行を集化して數行たらしむべしとの論議である。此の點、滿五箇年前吾人が論斷せる後とを承けて、¹²⁾筆者は純白に行數に於ける集中的變轉の必無なるを表明するものであり、夫の一般銀行集中運動に順應すべき準備銀行側に於ける集中運動は斷じて行數の集化を以つてせられず、直接的には法制上各準備銀行が自働的に増大保有するに至るべき資本金及び銀行準備預託金もてせられ、間接的(寧ろ外見上分散的形式を以つてせらるゝもの)には各準備銀行の多支店網の形成もてなさるべしと思ふ。而して此の直、間接的兩形式もてせらるゝ各準備銀行集中運動は事實上爾來絶えず進展して熄む所なし。然かしながら將來否な現時既に顯現せる如き各準備銀行の比較的重要さの差異若くは職分上の分業觀に就いては、筆者悉く Sprague 所見に同する。即ち教授が「準備銀行の或るもの例へば南部三行は確實に、而して中部二行は恐らく、主として其の管區内に於ける地方的需要に應酬して止むべきと共に、東部諸銀行殊に紐育費府及び勃須頓の三行に至つては管だに米國金融全狀勢に順應して其の政策を形成するのみならず亦た海外金融景況の動きに従つて之が準備及び割引政策を定むるであらう」と爲す如き其の傾向に就

いてである。¹⁸⁾併し乍ら所在地方に依る斯かる地位は歐洲諸國乃至本邦の大中央銀行に於ても等しく見出さるゝ所であつて、其の多數支店は其の經營概ね地方的たり従つて他の金融中心市場に於ける銀行利率の變動等によつて其の政策を二三ならしむるの必要ないのである。されば南、中部の各準備銀行其の、特異の地方的金融統制に任じて長く存在理由を享有すべきと共に、縦ひ其の職分を共通にするとも東部三準備銀行の集中は斷じてあり得ない、而して地域的中央銀行の特色を維持しつゝ、金融政策上若し緊急的施設の必要起らば、僚行自發的に將たまた聯邦準備局指導の下に克く單一大中央銀行たる統一的協働的動作に出づるを過またざることこそ、實に斯制組織の妙諦であらねばならぬ。かくして C. F. Gide が其の「經濟原論」卷頭を飾る標語として引ける *Basilar* の謂ゆる「全社會は漸増する聯帶關係の渾一體其のものだ」とは、¹⁹⁾正さしく準備制度の要求し得る所であらねばならぬのである。

以上、長文を草し了つて私かに思ふ、近時内を顧みれば、本邦産業大經營化に必然伴ひ到たるべき事業及び商業資金需要單位の増大に應すべき金融的施設をいかにすべき、輸出貿易促進更に進みて海外放資助長の組織をいかに施設すべき、純粹

銀行主義尙は維持せらるべきか、必ずしも然らずとせば確實且妥當なる兼營主義の運用はいかん、更にまた我が中央銀行準備政策貸出及び發行政策にはいかんの改善を施し來らざるべからざるか等の諸問題、陸續として出でて解決を迫まり來たるのを見いだす、このとき此の米國聯邦準備系統の最近施設運用こそ、之に一道の光明を投ずる最も光る星たるなきを得ない。 (北米合衆國聯邦準備制度調査報告 昭和滿五年の日、大正十年十二月三十一日、其の去にし外遊の日を懷かしみつゝ稿了。)

- 1) *Vide* Moulton, *Financial Organization of Society*, pp. 735-7.
- 2) Kemmerer, *ABC of the Federal Reserve System*, pp. 89-90.
- 3) Moulton, *op. cit.*, p. 738.
- 4) *Federal Reserve Bulletin for 1921*, p. 1132.
- 5) Steplinger, *Wert und Geld*, Tübingen 1918.
- 6) Moulton, *ibid.*, p. 726-7.
- 7) *Supra*, p. 729.
- 8) Sprague, *Dunbar's Theory and History of Banking*, p. 287.
- 9) Obst, *Das Bankgeschäft*, I. Bd. S. 432 f.
- 10) Moulton, *op. cit.*, p. 727.
- 11) Wagner, *Beiträge zur Lehre von Banken*, Leipzig 1857.
Cited in Obst, a. a. O. II. Bd. S. 341.

12) 高島高垣稿。北米合衆國聯邦準備制度調査報告。第一七三頁。

13) Sprague, op. cit. pp. 274-5.

14) Ch. Gide, Principes d'économie politique. Paris.

-La Société tout entière n'est qu'un ensemble de solidarités qui se croisent.-Bastiat, Harmonies.